阪神高速道路健康保険組合　理事長　殿

**雇用保険(失業給付)受給に伴う誓約書**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 被保険者証記号-番号 |  | 被保険者氏名 |  |
| 事業所・所属 |  |
| 対象者氏名 |  | 続柄 |  |
| 健康保険の被扶養者申請にあたり、下記事項を誓約いたします。1. 雇用保険（失業等給付）の待期期間および給付制限期間についてのみ申請し、受給が開始したときは、受給開始日を以って被扶養者から削除いたします。
2. 受給が開始したにもかかわらず削除手続を怠り、その被扶養者が保険証を使用したときは、貴組合が負担した医療費全額を返納いたします。

**令和　　年　　月　　日****被保険者氏名（自署）**※必ず自署してください。※この誓約書は2部作成し、そのうちの1部を阪神高速道路健康保険組合に提出する事とします。 |
| 『雇用保険受給資格者証』（コピー）について | １．本誓約書に添付２．本誓約書に未添付：提出予定日：平成　　年　　月　　日 |

【注意事項】

○ 本誓約書提出時に『雇用保険受給資格者証』に「待期期間」等が印字されていない場合（『雇用保険受給資格者証』の交付を受けていない場合を含む）は、**印字された後**にコピーを提出してください。

○ 『雇用保険受給資格者証』（コピー）は**全頁**提出してください。

○ **受給開始後、削除手続が遅れた場合でも受給開始日に遡って削除しますのでご注意ください。**

【健康保険法第217条】被保険者又は保険給付を受けるべき者が、正当な理由がなくて第197条2項の規定に違反して申出をせず、若しくは虚偽の申出をし、届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は文書の提出を怠ったときは、10万円以下の過料に処する。

【健康保険法第197条2項】

保険者（＝健康保険組合）は、厚生労働省令で定めるところにより被保険者又は保険給付を受けるべき者に、保険者又は事業主に対して、この法律の施行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。